

## 6. ユニットケアに関する研修について

高齢者介護の基本理念である「尊厳の保持」と「自立支援」は、一人ひとりの生活と暮らしの継続の尊重を念頭に、個別ケアと生活支援を実践することによって実現しうる。そのため、介護保険施設においては、利用者が自分の居場所を確保したうえで、家庭的な雰囲気の中でそれぞれのペースで過ごせる個室ユニット型の普及を推進しているところである。

ユニットケアにおいては、画一的ではなく、個人の状態や希望に応じた柔軟なサービスが求められる。その推進にあたっては、ユニットケアに関する知識の獲得と情報の普及が必要であり、都道府県・指定都市においては、次の研修を活用し、ユニットケアの普及に御協力をお願いしたい。

### (1) 施設整備担当者研修・サービスマネジメント担当者研修について

ユニットケアにおけるハード面の整備においては、高齢者の生活を理解したうえで設計段階における的確な指導や助言を行うことが、その後の適切な介護実践につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、建物整備相談業務等に活かせるような研修を実施している。

また、ユニットケアの実践は、従来型のものとは異なるものであるため、高齢者の具体的な生活像やユニットケアの仕組みを充分理解したうえで、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要もある。そのため、平成18年度よりサービスマネジメント担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、施設運営の向上に活かせるような研修を実施している。

なお、平成23年度に実施した整備方針立案担当者研修については、建物整備と法人経営等に関する知識は自治体の施設整備担当者に必要なものであることから、平成24年度においては、施設整備担当者研修に含めて実施することとし、研修内容の普及を図ることとしている。

平成24年度の施設整備担当者研修（定員60名）、サービスマネジメント担当者

研修（定員60名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において、5月と6月に開催を予定しているのでご了知いただき、ユニットケアの普及に向け、研修への積極的な参加をお願いしたい。

## （2）ユニットケア研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するにあたり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容を実施していただいているところである。

都道府県・指定都市においては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催及び受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いしたい。

また、ユニットリーダー研修の実施にあたっては、ユニットケアの正しい理解と実践力を備えた即戦力となる指導者の育成が必要であるため、平成18年度からユニットケア指導者養成研修を実施しているところである。本年度のユニットケア指導者養成研修修了者は12名（累計120名）の予定となっているところである。

都道府県・指定都市においては、ユニットケアの普及に向け、ユニットケアにかかる研修の主体として、ユニットケア指導者養成研修受講者の確保につきご配慮願いたい。

なお、「平成20年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修の実施について」（平成20年3月26日老計発第0326001号厚生労働省老健局計画課長通知）ユニットリーダー研修実施要綱 別紙2ユニットリーダー研修実地研修施設の選定（イ）の現地調査の調査員には同（イ）の施設の施設長の他、同施設の法人理事長を含むものとして差し支えないので、御留意願いたい。